

東海学院大学短期大学部 履修規則

第1章 学年・クラスの編成

第1条 本学の学生はすべて学科・学年ごとに区分されたクラスに所属し、定められた担任の指導を受けるものとする。

- 2 各クラスに幹事2名ずつをおく。クラス幹事はクラス運営に関し担任に協力し、かつ、その連絡にあたる。
- 3 前項のクラス幹事は、担任立会いのもとにクラス構成員の3分の2以上の出席並びに出席者の過半数の同意をもって選出する。
- 4 各クラスには会計2名をおくことができる。クラス会計はクラスの金銭の出納を掌る。
- 5 前項のクラス会計は、第3項のクラス委員選出に準ずる。

第2章 講義・演習・実験・実習及び実技

第2条 講義・演習・実験実習及び実技科目を受講できるのは、指定された期日までに履修登録又は、履修届の提出及び必要に応じて聴講願を教務課に提出し、履修を認められた者に限る。履修を認められた者は必ず受講し、試験を受けるものとする。

- 2 受講は各クラスごとに定められた時間割(「標準時間割」という。)に従わなければならない。所属クラス以外での受講は、第3・4章に定める聴講・再履修として取り扱う。
- 3 教職・保育士・各種資格課程の履修については、別に第7・8・9章においてこれを定める。

第3条 指定された期日までに履修登録又は履修届の提出ができないときは、事前にその旨を教務課に申し出て許可を受けなければならない。

- 2 履修登録確定後の登録内容の変更は、原則として認めない。

第4条 講義・演習・実験・実習及び実技科目では、毎回、出席・欠席・遅刻・早退の調査を受けなければならない。この出欠調査において不正があった場合は、不正行為に係る者の当該授業の出席を無効とする。

- 2 遅刻・早退の場合3回をもって1回の欠席とする。

第5条 次の各号におけるように、やむを得ず受講できない場合には「公欠」(公的な理由による授業欠席)を認め、補講を求めることができる。

- ① 学外実習履修期間
- ② 臨時の時間割変更などによって受講科目が重複又は試験期間中の試験と重複する場合

- ③ 学校保健法安全施行規則第18条に規定する第一種感染並びにインフルエンザ、麻しん、流行性耳下腺炎、風しん、水痘に罹病した場合
- ④ 三親等以内の近親者の死亡による忌引(一親等3日、二親等2日、三親等1日)
- ⑤ 学生が死亡して同じクラス代表2名がその葬儀に参列したとき、又は学生の父母が死亡して同じクラス代表2名がその葬儀に参列した場合
- ⑥ 大学が必要と認めた行事への参加
- ⑦ その他学長が特に必要と認めた場合

2 公欠の取り扱いを受けようとする者は、所定の手続きを取らなければならない。①②③④の各号については教務課、⑤については学生生活課、⑥⑦の各号については教務課、学生生活課、学生就職課等該当する取扱課の承認を受けなければならない。⑦に関しては、更に教務課の承認を受けなければならない。また、④による場合は会葬礼状、③⑦の各号による場合は、受講することができないことを証明するに足りる書類を提出するものとする。同じ理由により複数の者が公欠の申請をする場合は、一括申請することができる。

3 公欠の取り扱いを受けようとする者は、事後1週間以内に取扱課に公欠の申請をしなければならない。また、事前に所定の手続きが必要な場合は、取扱課に申し出なければならない。ただし、事後一週間以内にやむを得ない理由で公欠の申請ができない場合は、その旨を期間内に取扱課に連絡しなければならない。

4 公欠の補講を求める場合は、原則として事後2週間以内に補講を受けなければならない。

第6条 講義・演習・実験・実習及び実技科目を平常の標準時間割に組み込むことができない場合は、これを集中的に実施することができる。

2 集中講義の場合の公欠は前条に準ずる。

第7条 講義・演習・実験・実習及び実技科目においては、履修時間数の1時間を45分とし、90分をもって1時限とする。年間を通じ、時間配当を次のように定める。

第1時限 9:20 ～ 10:50

第2時限 11:00 ～ 12:30

第3時限 13:30 ～ 15:00

第4時限 15:10 ～ 16:40

第5時限 16:50 ～ 18:20

第6時限 18:30 ～ 20:00

第8条 講義・演習・実験・実習及び実技についての休講、教室変更、時間割変更は掲示板に掲示して通知する。規定された開始時間より30分を経過しても担当教員が教室に到着しないときは教務課に連絡し、その指示を受けなければならない。

第9条 学生は、毎学期の始めにその学期に履修しようとする授業科目を、定められた期間内に履修登録をするものとする。ただし、当該授業科目担当教員の承認を必要とすることがある。

2 履修しようとする授業科目は、授業時間割の上で同一時間に重複して履修登録することはできない。

3 前期及び後期にわたり開講される授業科目（通年科目）は、前期に履修登録するものとする。

4 一の授業科目の単位を分割して修得することはできない。

5 履修登録後の変更は認めない。ただし、やむを得ない事情による場合には、所定の期間内に限り認めることがある。

6 学生が1年間に履修科目として登録できる単位数は、年間50単位を超えないものとする。ただし、自由科目、指定の一部専門科目、学外実習科目、集中講義科目、単位互換科目、単位認定科目、聴講・再履修科目、卒業非参入科目は上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。

第4章 聴講

第10条 所属クラス以外で第9条 所属クラス以外での受講は、次条に規定する再履修を除いて聴講として取り扱う。

2 卒業及び第8・9・10章に定める諸資格の修了に必要なではない科目を聴講する場合には聴講願を提出して許可を受けなければならない。

3 上級学年に配当された科目の聴講は、原則として認めない。

第5章 再履修・上書き再履修

第11条 履修登録した各科目について、単位を修得できなかった者が同一科目又は定期試験受験資格が得られなかった科目を再び履修する場合は再履修として取り扱う。

2 指定された期日までに履修登録した科目を取消した場合は、「履修登録をした」とはみなさない。

第12条 一度単位を修得した科目について再度履修し、当該科目の成績評価の上書きをする場合は上書き再履修として取り扱う。

2 上書き再履修を希望する者は、指定された期日までに所定の手続きを行わなければならない。

第6章 試験

第13条 1年を前期・後期に分け、各学期末にそれぞれ試験を行う。

2 試験は筆記試験を原則とするが、その他レポート・ノート・作品の提出、口述又は実験・実習及び実技、平常成績による場合もある。

第14条 前条に規定する定期試験は、試験実施期日までに学費を完納し、各講義・演習・実験・実習及び実技科目について、出席数が7割以上の者にその受験資格がある。ただし、第5条第1項に規定する公欠を含む場合はこの限りではない。また、資格取得に必要な科目については、別途定めることがある。

2 定期試験実施前の指定された期間において、受験不可者を公表する。公示内容に異議のある者はこの期間中に限り教務課に申し出ることができる。

第15条 試験場においては、すべて試験監督者の指示に従わなければならない。

第16条 受験する者は試験場において次の規定を守らなければならない。

- ① 学生証は机上におき、身分の確認を受けること。試験当日、学生証を忘れた場合、所定の手続きにより、仮学生証の交付を受け、受験すること。
- ② 受験に使用を許可された物以外はすべてカバン等の中に収納し、原則、隣席の椅子の上におくこと。
- ③ 配付された試験答案用紙は、退室の際、必ず監督者に提出すること。

第17条 試験時間は60分とし、試験時間を次のように定める。ただし、最大90分まで試験時間を延長することがある。

第1時限 9:20 ～ 10:20

第2時限 11:00 ～ 12:00

第3時限 13:30 ～ 14:30

第4時限 15:10 ～ 16:10

第5時限 16:50 ～ 17:50

第6時限 18:30 ～ 19:30

2 試験開始後30分以上遅刻した者は試験場に入ることができない。また試験開始後30分を経過するまでは退出することができない。

第18条 聴講科目などの受験において、同一時限に受験科目が重複するときは、定期試験実施前の指定する期間内に教務課所定用紙によって申告し、その指示を受けなければならない。

第19条 予備行為と見なされる行為を含め一切の不正行為を禁止し、不正行為者のその期のすべての科目の成績を無効とする。

第20条 レポート・ノート・作品は所定の様式により、指定された期限までに提出しなければならない。提出期限に遅れた者は成績の評価を受けることができない。

2 口述又は実験・実習及び実技の試験は指定された期日に受験しなければならない。期日に受験しなかった者は成績の評価を受けることができない。

第 21 条 定期試験による成績評価は 100 点満点で採点し、60 点以上を得点した場合にその科目の単位修得を認める。

2 成績の評価段階を次のように定める。

	評価点	評価	備 考
合 格	90 点以上 100 点以下	秀	特に優れた成績を示した。
	80 点以上 90 点未満	優	優れた成績を示した。
	70 点以上 80 点未満	良	妥当と認められる要求を満たす成績を示した。
	60 点以上 70 点未満	可	合格を認められる最低限度の成績を示した。
	合格	合格	100 点法では評価できない科目の合格。
他大学等の 単位認定	認定	認定	他大学等での修得済単位の認定。 留学に関わる単位の認定。 転学部・転学科等での修得済単位の認定。
不合格	60 点未満	不可	合格と認められるに足る成績を示さなかった。

3 前項の成績評価を基に、成績評価に付する G P (Grade Point) は、秀を 4.、優を 3、良を 2、可を 1、不可を 0 ポイントとする。

ニ G P A (Grade Point Average) の算出に関し必要な事項は、別に定める。

第 7 章 追試験・再試験

第 22 条 定期試験では第 5 条第 1 項に該当する場合のみ公欠と認められ、追試験を受けることができる。追試験の評価方法は、第 20 条に準ずる。ただし、学外実習科目・特別集中講義科目を除く。

2 定期試験の公欠を希望する者は第 5 条第 2 項、第 3 項に準じ、当該試験日を含み 3 日以内に所定の用紙に必要な事項を記入し、取扱課に提出しなければならない。

第 23 条 定期試験において成績が 60 点に満たなかった者及び定期試験を欠席した者は、次の各号に掲げる科目に限り、再試験を受けることができる。

① 卒業必修科目

ただし、学外実習科目・特例集中講義科目を除く。

② 本学が定め公示した免許及び資格取得に必要な一部の科目

2 再試験を受けようとする者は所定の用紙に必要事項を記入し、再試験受験料を納入した後、用紙を教務課に提出しなければならない。

3 再試験の結果を踏まえた成績評価は 100 点満点で採点し、60 点以上の得点はすべて 60 点とした上で、成績評価段階を可としてその科目の単位修得を認める。

4 再試験は 1 科目につき 1 回限り受験することができる。

第 24 条 追試験・再試験は別に定める期間に行い、第 15 条から第 20 条第 2 項までの規定を準用する。ただし、第 17 条第 1 項の時間配当は別に定める。

第 25 条 追試験・再試験の公欠を希望する者は第 5 条第 1 項に該当する場合に限り公欠を認め、別に指定する期日にそれぞれの試験を行う。

2 追試験・再試験の公欠を希望する者は第 5 条第 2 項に準じ、当該試験日を含み 3 日以内に所定の用紙に必要事項を記入し、取扱課に提出しなければならない。

第 8 章 教職課程

第 26 条 幼児教育学科に、教員免許状取得のために必要な課程をおく。

第 27 条 学科において取得しうる教員免許状の種類・種別は、学則に定めるとおりである。

2 教員免許状取得のための授業科目、単位数及び履修方法は別表に定める。

第 28 条 教職課程を履修しようとする者は指定された期日までに所定の手続きを行わなければならない。手続き後の内容変更は原則として認めない。

第 29 条 前条に定める手続きを終えた者について履修資格判定を行い、許可された者に限りこれを認める。

2 教職課程を履修しようとする者は、指定された期日までに別に定める資格課程履修費を納入しなければならない。

第 30 条 教育実習は、定められた履修要件を満たした者に限りこれを認める。

第 31 条 教育実習では本学より指示された諸規程及び実習園の諸規程に従わなければならない。

第 9 章 保育士課程

第 32 条 幼児教育学科に、保育士資格取得のための課程をおく。

第 33 条 保育士資格取得のための授業科目、単位数及び履修方法は別表に定める。

第 34 条 保育士課程を履修しようとする者は指定された期日までに所定の手続きを行わなければならない。手続後の内容変更は原則として認めない。

第 35 条 前条の手続きを終えた者については履修資格判定を行い、許可された者に限りこれを認める。

2 保育士課程を履修しようとする者は、指定された期日までに別に定める資格課程履修費を納入しなければならない。

第 36 条 保育実習は、定められた履修要件を満たした者に限りこれを認める。

第 37 条 保育実習では本学より指示された諸規程及び実習園の諸規程に従わなければならない。

第 10 章 各種資格課程

第 38 条 幼児教育学科に、次の資格取得のための課程をおく。

- ①実践キャリア実務士
- ②秘書士[㊦]
- ③上級秘書士[㊦](メディカル秘書)
- ④こども音楽療育士

第 39 条 第 38 条の資格取得のための授業科目、単位数及び履修方法は別表に定める。

第 40 条 第 38 条の資格課程を履修しようとする者は、指定された期日までに所定の手続きを行わなければならない。手続後の内容変更は原則として認めない。

第 41 条 第 37 条の資格課程を履修し、資格申請しようとする者は、別に定める資格手続料を納入しなければならない。

第 42 条 幼児教育学科に、レクリエーション・インストラクター資格取得のための課程をおく。

第 43 条 レクリエーション・インストラクター資格取得のための授業科目、単位数及び履修方法は別表に定める。

第 44 条 レクリエーション・インストラクター課程を履修しようとする者は、指定された期日までに所定の手続きを行わなければならない。手続後の内容変更は原則として認めない。

第 45 条 レクリエーション・インストラクター課程を履修し、資格申請しようとする者は、別に定める資格手数料を納入しなければならない。

第 46 条 幼児教育学科に、ピアヘルパー受験資格取得のための課程をおく。

第 47 条 ピアヘルパー受験資格取得のための授業科目、単位数及び履修方法は別表に定める。

第 48 条 ピアヘルパー課程を履修しようとする者は、指定された期日までに所定の手続きを行わなければならない。手続後の内容変更は原則として認めない。

第 49 条 ピアヘルパー課程を履修し、資格申請しようとする者は、別に定める資格手数料を納入しなければならない。

第 50 条 幼児教育学科に、スポーツリーダー資格取得のための課程をおく。

第 51 条 スポーツリーダー資格取得のための授業科目、単位数及び履修方法は別表に定める。

第 52 条 スポーツリーダー課程を履修しようとする者は、指定された期日までに所定の手続きを行わなければならない。手続後の内容変更は原則として認めない。

第 53 条 スポーツリーダー課程を履修し、資格申請しようとする者は、別に定める資格手数料を納入しなければならない。

第 54 条 幼児教育学科に、競技別指導者受験資格取得のための課程をおく。

第 55 条 競技別指導者受験資格取得のための授業科目、単位数及び履修方法は別表に定める。

第 56 条 競技別指導者課程を履修しようとする者は、指定された期日までに所定の手続きを行わなければならない。手続後の内容変更は原則として認めない。

第 57 条 競技別指導者課程を履修し、資格申請しようとする者は、別に定める資格手数料を納入しなければならない。

第 11 章 休学・復学・退学・留年

第 58 条 病気その他の理由により 2 カ月以上修学できず休学を希望する者は、所定の用紙にその理由を詳記し、担任を経て教務課に休学願を提出しなければならない。なお、病気による休学の願い出には医師の診断書を添えなければならない。

2 休学は 1 年を超えることはできない。ただし、特別の事情がある者に引き続き 1 年を超えない範囲で休学を許可することがある。

第 59 条 休学を許可された者が復学を希望する場合には所定の用紙にその理由を詳記し、休学期間満了前に担任を経て教務課に復学願を提出しなければならない。なお、病気によって休学していた者は医師の診断書を添えなければならない。

2 復学を許可された者は、別に定める復学料を納入しなければならない。

第 60 条 休学期間満了の後も正当な理由なくして、復学、休学の継続又は退学のいずれかを願わない者は除籍する。

第 61 条 病気その他の理由により退学を希望する者は、所定の用紙にその理由を詳記し、担任を経て教務課に提出しなければならない。なお、病気による退学の願い出には医師の診断書を添えなければならない。

第 62 条 卒業までに修得すべき単位を著しく欠く者は、次年度において留年させることがある。

第 63 条 卒業までに修得すべき単位を著しく欠く者は、次年度において留年させることがある。

附 則 1

1. この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
2. 「学籍の異動（退学・休学・復学・転科）と出欠席等についての内規」（平成 21 年 4 月 1 日一部改正）については、この規則の施行に伴い廃止する。
3. 「学籍に係る処理日等についての申し合わせ」（平成 16 年 4 月 1 日一部改正）については、この規則の施行に伴い廃止する。
4. 「保育士養成課程履修細則」（平成 23 年 4 月 1 日別表の一部改正[平成 23 年度生より適用]）については、この規則の施行に伴い廃止する。
5. 「申し合わせ事項」（平成 13 年 4 月 1 日一部改正）については、この規則の施行に伴い廃止する。

附 則 2

1. この規則は、平成 26 年 8 月 1 日から施行する。
2. 改正後の第 44 条から第 47 条の規定及び別表（第 45 条関係）は、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

附 則 3

1. この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 4

1. この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 5

1. この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

別表

[短期大学部履修規則第27条第2項] 幼児教育学科 幼稚園教諭二種免許状授業科目

●選択必修

教育職員免許法施行規則に定める科目区分			単位数	本学開講科目			備考
科目名	各科目に含めることが必要な事項	単位数		科目名	単位数		
					必修	選択	
目 教育免許法六六条の六に定める科目	日本国憲法	—	2	日本国憲法	2		
	体育	—	2	スポーツ科学入門	1		
				スポーツ実践	1		
	外国語コミュニケーション	—	2	英語Ⅰ	1		
				英語Ⅱ	1		
情報機器の操作	—	2	情報処理	2			
計			8	計	8		
教科に関する科目	国語	—	4	●国語		2	●より2単位修得すること。
	音楽	—		幼児音楽Ⅰ	1		
				幼児音楽Ⅱ	1		
	図画工作	—		●幼児美術		2	
	体育	—	●幼児体育		2		
計			4	計	2	6	
教職に関する科目	教職の意義等に関する科目	・教職の意義及び教員の役割	2	教職論	2		
		・教員の職務内容（研修、勤務及び身分保障等を含む。）					
		・進路選択に資する各種の機会の提供等					
	教育の基礎理論に関する科目	・教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	4	教育原理	2		「教育に関する社会的、制度的又は経営的事項」を含む。
		・幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程（障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。）		発達心理学	2		
・教育に関する社会的、制度的又は経営的事項		障害児保育				2	
教育課程及び指導法に関する科目	・教育課程の意義及び編成の方法	12	保育課程論	2		教育原理に含む	
	・各教科の指導法		保育内容の指導法・健康	1			

				保育内容の指導法・人間関係	1		
				保育内容の指導法・環境	1		
				保育内容の指導法・言葉	1		
				保育内容の指導法・表現Ⅰ	1		
				保育内容の指導法・表現Ⅱ	1		
				保育内容総論	2		
		・教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）		教育の方法と技術	2		
生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目		・幼児理解の理論及び方法 ・教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	2	幼児理解	1		
				教育相談	1		
教育実習	—		5	教育実習指導	1		事前事後指導を含む
				教育実習	4		
教職実践演習	—		2	教職実践演習	2		
		計	27	計	27	2	

1. 授業科目の履修にあたっては、全てに先立ち「建学の精神」を履修すること。

[短期大学部履修規則第33条] 幼児教育学科 保育士資格授業科目

児童福祉法施行規則に定める科目及び単位数					本学開講科目				備考
区分	系列	教 科 目	授業形態	単位数	左に対応して開設されている 教科目	授業形態	単 位 数		
							必修	選択	
教養科目	教養科目	外国語、体育 以外の科目	不問	6単位 以上	建学の精神	講義		1	6単位以上 修得する こと
					幼児教育セミナー	演習		2	
					数理	講義		2	
					インクルーシブ	講義		2	
					情報処理	演習		2	
					人間行動と社会	講義		2	
					教育・学校と社会	講義		2	
					現代の社会と情報行動	講義		2	
					プレゼンテーション	演習		2	
					キャリアデザインⅠ	演習		2	
					キャリアデザインⅡ	演習		2	
					日本国憲法	講義		2	
					生きるを考える	講義		2	
					ホスピタリティワーク	演習		2	
					コンソーシアム共同授業	講義		2	
	外国語				英語Ⅰ	演習		1	
					英語Ⅱ	演習		1	
	体育	講義	1	スポーツ科学入門	講義	1			
		実技	1	スポーツ実践	実技	1			
合 計			8単位以上	計			2	31	
必修科目	科目 保育の本質・目的に関する	保育原理	講義	2	保育原理	講義	2		
		教育原理	講義	2	教育原理	講義	2		
		児童家庭福祉	講義	2	児童家庭福祉	講義	2		
		社会福祉	講義	2	社会福祉	講義	2		
		相談援助	演習	1	相談援助	演習	1		
		社会的養護	講義	2	社会的養護	講義	2		
	保育の対象の理解に関する科目	保育者論	講義	2	教職論	講義	2		
		保育の心理学Ⅰ	講義	2	発達心理学	講義	2		
		保育の心理学Ⅱ	演習	1	保育の心理学	演習	1		
		子どもの保健Ⅰ	講義	4	子どもの保健Ⅰ	講義	4		
		子どもの保健Ⅱ	演習	1	子どもの保健Ⅱ	演習	1		
		子どもの食と栄養	演習	2	子どもの食と栄養	演習	2		
	家庭支援論	講義	2	家庭支援論	講義	2			

保育の内容・方法に関する科目	保育課程論	講義	2	保育課程論	講義	2		
	保育内容総論	演習	1	保育内容総論	演習	2		
	保育内容演習	演習	5	保育内容の指導法・人間関係	演習	1		
				保育内容の指導法・言葉	演習	1		
				保育内容の指導法・環境	演習	1		
				保育内容の指導法・健康	演習	1		
				保育内容の指導法・表現Ⅰ	演習	1		
	保育内容の指導法・表現Ⅱ	演習	1					
	乳児保育	演習	2	乳児保育	演習	2		
	障害児保育	演習	2	障害児保育	演習	2		
社会的養護内容	演習	1	社会的養護内容	演習	1			
保育相談支援	演習	1	保育相談支援	演習	1			
技術 保育の表現	保育の表現 技術	演習	4	幼児音楽Ⅰ	演習	1		
				幼児美術	演習	2		
				幼児体育	演習	2		
				国語	演習	2		
習 保育実	保育実習Ⅰ	実習	4	保育実習Ⅰ	実習	4		
	保育実習指導Ⅰ	演習	2	保育実習指導Ⅰ	演習	2		
総合演習	保育実践演習	演習	2	教職実践演習	演習	2		
合計		51 単位		計		56	0	

選択必修科目	保育の本質・目的に関する科目	各指定保育士養成施設において設定	6 単位以上					
	保育の対象の理解に関する科目			幼児理解	講義		1	
				教育相談	講義		1	
				発達認知科学	講義		2	
				子ども人格心理学	講義		2	
				子ども医療学概論	講義		2	
				子ども医療（健康）	講義		2	
	保育の内容・方法に関する科目							
	保育の表現技術			幼児音楽Ⅱ	演習		1	
				子ども音楽	講義		2	
				子どもと音楽	講義		2	
				社会体育論	講義		2	
				スポーツ社会学	講義		2	
	保育実習			保育実習Ⅱ 又は保育実習Ⅲ	実習	2	保育実習Ⅱ	実習
保育実習Ⅲ		実習					2	
保育実習指導Ⅱ 又は保育実習指導Ⅲ		演習	1	保育実習指導Ⅱ	演習		1	
				保育実習指導Ⅲ	演習		1	
合計		9 単位以上		計		0	25	

1. 保育士の資格は、卒業要件を満たした上で、上記必修科目を履修し、選択必修科目の中から 9 単位以上履修（保育実習 2 単位及び保育実習指導 1 単位を含む。）すること。
2. 保育士に関連する授業科目について、他の大学等（保育士養成校）で履修した場合の単位認定は、学則第 28 条にかかわらず、30 単位を限度とする。

[短期大学部履修規則第39条] 幼児教育学科 実践キャリア実務士資格授業科目

系列区分	指定科目名等	本学開講科目				備考
		科目名	授業形態	単位		
				必修	選択	
必修	実践キャリア考	キャリアデザインⅠ	講義・演習	2		2科目4単位以上を修得すること
	総合的实践実務	フィールドワーク	演習	2		
Ⅰ群	キャリア・教養分野	プレゼンテーション	講義・演習	2		12単位以上を修得すること
		人間行動と社会	講義	2		
		ホスピタリティワーク	講義・演習	2		
		キャリアデザインⅡ	演習	2		
		ビジネスマナー	講義	2		
Ⅱ群	総合的实践実務分野	幼児教育セミナー	演習	2		

[短期大学部履修規則第39条] 幼児教育学科 秘書士[㊦]資格授業科目

系列区分	指定科目名等	本学開講科目				備考
		科目名	授業形態	単位		
				必修	選択	
必修	秘書総論	オフィススタディ	講義・演習	2		2科目4単位以上を修得すること
	秘書実務	オフィス実務演習	演習	2		
Ⅰ群	秘書知識・スキル	情報処理	演習	2		12単位以上を修得すること
Ⅱ群	キャリア・教養分野	キャリアデザインⅠ	講義・演習	2		
		プレゼンテーション	講義・演習	2		
		人間行動と社会	講義	2		
		ホスピタリティワーク	講義・演習	2		
Ⅲ群	総合的实践実務分野	幼児教育セミナー	演習	2		

[短期大学部履修規則第39条] 幼児教育学科 上級秘書士[㊦](メディカル秘書) 資格授業科目

系列区分	指定科目名等	本学開講科目				備考	
		科目名	授業形態	単位			
				必修	選択		
必修	秘書総論	オフィススタディ	講義・演習	2		3科目6単位以上を修得すること	
	秘書実務	オフィス実務演習	演習	2			
	総合的实践実務	フィールドワーク	演習	2			
Ⅰ群	秘書知識・スキル	情報処理	演習	2		6単位以上修得すること(※)	18単位以上修得すること
Ⅱ群	キャリア・教養分野	キャリアデザインⅠ	講義・演習		2	2単位以上修得すること	
		プレゼンテーション	講義・演習		2		
		人間行動と社会	講義		2		
		ホスピタリティワーク	講義・演習		2		
Ⅴ群	メディカル秘書	医療事務総論	講義		2	6単位以上修得すること	
		医療秘書概論	講義		2		
		医療秘書実務	演習		2		
		診療報酬請求事務	講義		2		
		子ども医療学概論	講義		2		

(※) 但し、V群の医療事務総論・医療秘書概論・医療秘書実務の単位をI群に振替えることができる。

[短期大学部履修規則第39条] 幼児教育学科 こども音楽療育士資格授業科目

系列区分	指定科目名等	本学開講科目				備考	
		科目名	授業形態	単位			
				必修	選択		
必修	こども音楽療育概論	こども音楽療育概論	講義	2		3科目4単位以上を 修得すること	
	こども音楽療育演習	こども音楽療育演習	演習	1			
	こども音楽療育実習	こども音楽療育実習	実習	1			
I群	障害児及び心理	発達心理学	講義		2	4単位以上 履修する こと	16 単 位 以 上 履 修 す る こ と
		保育の心理学	講義		1		
		障害児保育	演習		2		
II群	保健	子どもの保健Ⅰ	講義		4	2単位以上 履修する こと	
		子どもの保健Ⅱ	講義		1		
III群	音楽	子ども音楽	講義		2	4単位以上 履修する こと	
		ソルフェージュ	演習		4		
		リトミック	演習		4		

[短期大学部履修規則第43条] 幼児教育学科 レクリエーション・インストラクター資格授業科目

系列区分	本学開講科目				備考
	科目名	授業形態	単位		
			必修	選択	
レクリエーション理論	レクリエーション論	講義	2		
レクリエーション実技	コミュニケーションワーク	演習	1		
	グループワークトレーニング	演習	1		
現場実習 (スタッフ参加)	教育実習	実習		4	1科目選択必修
	保育実習Ⅰ	実習		4	
	保育実習Ⅱ	実習		2	
	保育実習Ⅲ	実習		2	
	レクリエーション現場実習	実習		1	
現場実習 (事業参加)	2回以上参加		○		

※養成課程の認可を受けた授業科目について、本学が行う科目修了試験および現場実習の単位履修をもって学内審査に合格したものとする。

[短期大学部履修規則第47条] 幼児教育学科 ピアヘルパー受験資格授業科目

本学開講科目			備考
科目名	単位		
	必修	選択	
発達心理学	2		
相談援助	1		
教育原理	2		
幼児理解	1		

[短期大学部履修規則第51条] 幼児教育学科 スポーツリーダー資格授業科目

本学開講科目			備考
科目名	単位		
	必修	選択	
スポーツ科学入門	1		
スポーツ社会学	2		
スポーツ技術論	2		
ウェイト&エアロビック・トレーニング	2		
スポーツマネジメント	2		
スポーツ心理学	2		

[短期大学部履修規則第55条] 幼児教育学科 競技別指導者受験資格授業科目

本学開講科目			備考
科目名	単位		
	必修	選択	
スポーツ科学入門	1		
スポーツ社会学	2		
スポーツ技術論	2		
ウェイト&エアロビック・トレーニング	2		
スポーツマネジメント	2		
スポーツ心理学	2		

1. 上記必修科目の履修に加えて、各競技団体が開催する専門講習会に参加すること。